

〔10〕境界杭の設置要領

境界杭の設置要領

1. 境界杭の設置方法

設置については、関係人立会のうえ、官民境界線の官地側に設置すること。

2. 境界杭の設置位置の間隔

イ 直線筋所は、境界が明らかになるように適当な間隔を保つこと。

(最長間隔は40mを標準とする)

ロ 屈折箇所には必ず設置すること。

3. 境界杭の設置の時期

イ 原則として、用地買収後直ちに設置すること。

ロ 境界の不明確な箇所については、境界確認の手続を経て、その確定後すみやかに設置すること。

4. 境界杭の設置図の作製

平面図に設置位置を表示すること。

5. 境界杭の材等及び形状等

イ 材質 鉄筋コンクリート又は鋳鉄とする。

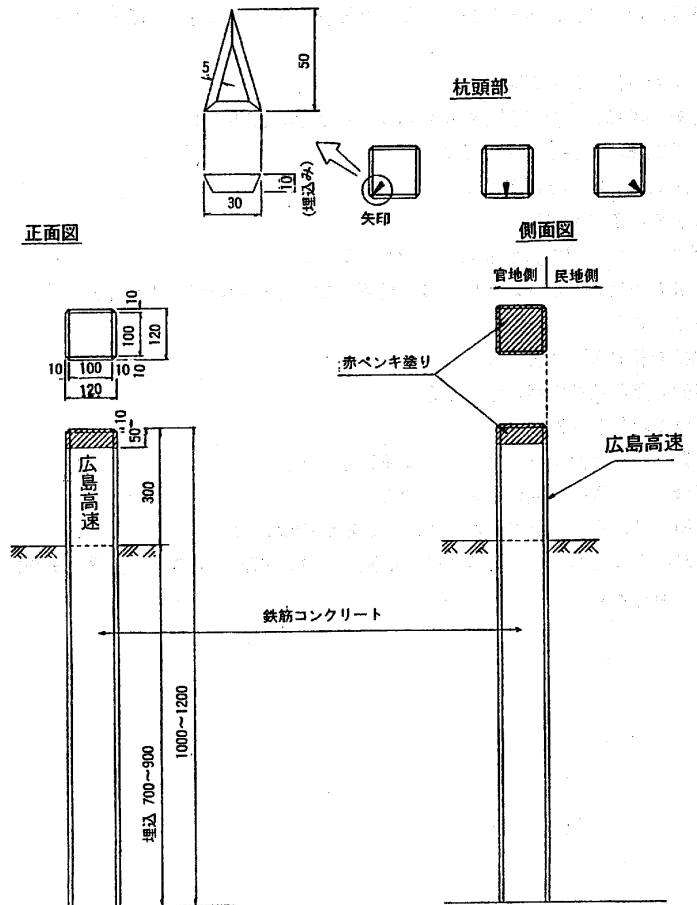
ロ 形状 別紙図面のとおりとする。

ハ 杭頭には、赤ペンチで着色する。(別紙図面のとおり)

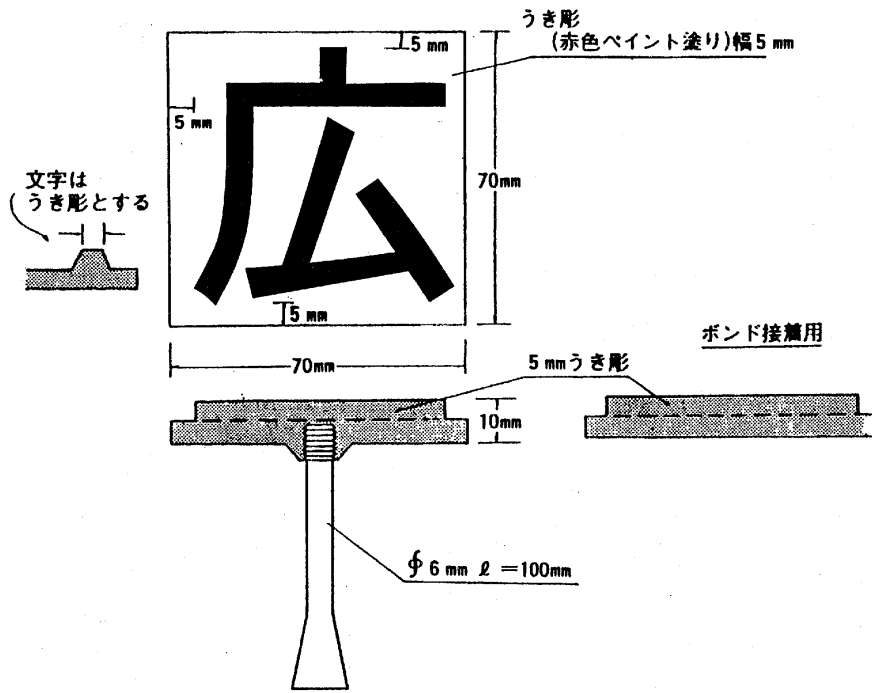
ニ 容易に引抜可能な地点の杭には、横腕木又は、基礎コンクリート等の引抜防止対策を講ずること。

用地境界杭(コンクリート杭)

矢印詳細図(掘込式)



A型 鋳鉄製構造図



B型 アルミ合金製構造図

